

安全衛生管理計画の樹て方

はじめに

事業場における労働災害防止対策を進めるには計画的な取組が必要です。「安全衛生管理計画」は、労働災害防止を主眼とした安全衛生管理活動を効果的に実施していくうえでの指針として非常に重要であり、この計画の良し悪しが一年の安全衛生管理水準の向上、ひいては労働災害発生の動向を左右すると言っても差し支えありません。

平成11年に示された「労働安全衛生マネジメントシステム」(平成18年改正)では、「計画の策定」とこれに基づく「実施」「評価」「改善」という一連の過程において、継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、事業場の潜在的な労働災害の危険性を低減するとともに、労働者の健康の増進、快適な職場環境の形成の促進を図ることとされています。

石川労働局では、第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）を策定し、具体的な数値目標を定め、安全衛生対策推進しています。本計画の目標達成に向け、それぞれの事業場の課題（評価・改善）を反映した実施可能かつ継続的・計画的な安全衛生管理計画を作成し、経営トップの決意のもと組織を挙げ、安全衛生管理活動を展開していく必要があります。

石川労働局

【 労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生管理計画作成手順 】

1. 安全衛生管理計画作成プロセス

- (1) 経営首脳者がトップの決意
- (2) 基本方針
- (3) 目標
- (4) 重点実施項目

2. 作成のための実施の手順（作成から実施までの流れ）

- (1) 計画作成に向けての情報収集
- (2) 問題点の整理及び改善方法の検討
- (3) トップの方針表明
- (4) 基本方針の設定
- (5) 目標の設定
- (6) 計画の作成（実行計画（重点実施事項）と行事計画）
- (7) 関係役員・各ライン責任者等からの意見聴取
- (8) 計画案確定
- (9) 全労働者への周知・説明（掲示等による「見える化」の実施）
- (10) 実施（進捗のチェック）

3. 作成のための具体的実施事項

(1) 計画作成に向けての情報収集

- ① 安全衛生計画をつくるためには、できるだけ多くの情報の収集
- ② 職場での検討結果からの情報・・・ヒヤリ、ハット報告等
- ③ 安全衛生管理活動の状況等を点検した結果からの情報
- ④ 安全衛生管理活動上の具体的な情報
 - (7) 災害発生記録等からの情報
 - (イ) 安全パトロール実施結果からの情報
 - (ウ) 前年度の安全衛生管理計画に対する評価結果を参考
 - (エ) 行政機関等からの改善の勧告・指導事項等を検討
 - (オ) 他の事業場における改善例や災害事例を参考
 - (カ) セーフティー・アセスメントやリスクアセスメント・SDSなどにより危険又は有害要因を特定
- ⑤ 関係者の意見からの情報

意見を聴く方法としては次の2つがある。

- (7) 原案作成の段階で各職場において、広く意見を聴く方法・・・TBM、職場、安全会議など
- (イ) 代表者の意見を聴く方法・・・安全衛生委員会、管理者会議など

(2) 問題点整理及び改善方策の検討

- ① 各職場での問題点と安全衛生管理活動状況の点検等から得られた問題点の整理
 - (7) 全体として次年に改善する必要のある重要なものを取り入れる。
 - (イ) 安全衛生管理上の具体的な情報の各項目毎にそれぞれの問題点をあげる。
- ② 個々の問題点について、本質的な問題点を具体的に把握
 - 本質的な問題点の把握の方法は、「制度」「管理」「設備」「作業方法」「基準」「教育訓練」「職場活動」など
- ③ 把握した本質的な個々の問題点の対策
 - (7) 次年に改善しなければならない重要なものを絞り込み
 - (イ) 効果のある改善方策の検討
- ④ 改善方策の具体的な対応・分類の種類
 - 改善方策の分類ごとに共通する標題をつけ、これを分類ごとの重点実施項目とし、個々の改善方策を実施内容と
 - (7) 管理体制や管理・監督者の取組
 - (イ) 設備の安全対策
 - (ウ) 点検
 - (エ) 各種教育
 - (オ) 各種安全衛生管理・活動・・・で分類する。
- ⑤ 目標と対策（実施内容）の兼ね合いを考え、優先度を考える場合には、次の4項について検討する。
 - (7) 目標達成に対する寄与度
 - (イ) 対策の緊急性
 - (ウ) 対策を行わないと問題がさらに大きくなっていく可能性
 - (エ) 対策の難易度によって優先順序を定めない

(3) 基本方針の設定 (3の(1)及び(2)を受けて)

- ① 重点実施事項を整理する段階及び管理計画(案)ができた段階で、基本方針(案)を作成し、トップの意見を聴く。
- ② 基本方針の表現は、重点実施事項のベースとなるような内容とする。
- ③ 基本的な方向が具体的に認識できるよう、わかりやすい簡潔なものとする。

【記載例】

(7) 「みんなで危険の芽をつみとる」を実行し、危険を予知して「危ない作業は絶対にしない、させない」の実践定着を図る。

(イ) 次の2つを基本として、全員参加で先取り安全衛生に取り組み、活動の活発化と安全衛生意識の高揚を図り、災害のない明るい職場づくりを進める。

・安全衛生管理体制の明確化による作業行動・設備・作業環境の安全衛生確保

・全員参加の小集団活動による危険・有害要因の排除および自己管理による不安全行動の絶滅

(4) 目標の設定 (3の(1)及び(2)を受けて)

- ① 目標は、定量的に示す。
- ② 努力すれば達成出来る目標とする。
- ③ 日常の安全衛生活動の具体的な目標を定める。

【記載例】

(7) 定量的に災害の減少度合いなどを示すもの(減少目標)

例 「死亡・重大災害ゼロ、休業度数率0.35以下(休業災害8件以下)」

(イ) 定性的に表すもの(管理目標)

例 「全員参加により職場に安全活動を定着させる」

「危険予知の実践と確実な安全行動で無災害の達成を図る」

(5) 計画の作成(実行計画(重点実施事項)と行事計画)

- ① 基本方針や目標からみて、取り上げた項目は適切か、表現はよいか、改めて見直し、修正や追加を行う。実施内容は、できるだけ具体的な表現とする。

以下の項目を重点実施事項とするように努めること。

(7) リスクアセスメント等の実施

(イ) 健康確保・職業性疾病予防対策の実施

(ウ) メンタルヘルス対策の実施

(エ) 凍結等による転倒災害防止対策の実施

(オ) 過重労働対策の実施

(カ) 化学物質による健康障害防止対策の実施

(キ) 熱中症対策の実施

(ク) 受動喫煙対策の実施

(6) 作成に当たっての留意事項

- ① 実施事項ごとに、具体的な推進方法を月別（或いは四半期別）に展開した計画をたてる。
- ② 実施事項ごとに推進の中心になる実施担当者と、推進状況をチェックする実施管理者を決める。
- ③ 前年度の反省点を確認する。
- ④ 過去の労働災害の分析、問題点、安全衛生活動の評価と課題を記載する。

【記載例】

- (7) 過去5年間の災害解析結果では挟まれ災害が多く（54%）、組立、機械、溶接の災害が多い（70%）。また、経験の浅い作業員の災害が多く（2年未満67%）、起因物に的を絞り実施する必要がある。
- (4) 全16職場のパトロール結果では、適合25件、軽微な指摘6件、要改善30件であった。

4. 計画の実施と進捗のチェック

(1) 計画の実施

- ① 計画を発表すること
 - (7) 経営トップが全従業員を集め発表する。
 - (4) 社内放送などによって協力を求める。
- ② 計画に対するトップの姿勢
 - (7) 統括推進する責任はあくまでもトップ
 - (4) トップはできるだけ現場に行き、計画の実施状況を自ら確認することが必要
 - (9) パトロールへの参加
 - (エ) 必要な指示、助言、激励などを行う。
 - (オ) 計画を実施しようとするトップの熱意を、態度で示す

(2) 進捗のチェック (安全衛生管理活動の4つのステップ)

計画→実施→確認→改善、（Plan⇒Do⇒Check⇒Act）

具体的実施事項

- (1) 計画の実施状況を定期的（概ね3ヶ月毎）に検証
- (2) 効果的な活動が進められるように工夫を凍らすことが必要
- (3) 計画書へ実績を朱記し、進捗をチェック
- (4) 進捗チェックの結果について管理者や安全衛生委員会へ報告
- (5) 問題がある場合は、改善方策について検討し、計画を修正